会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会 議 名 平成24年度第1回姫路市環境審議会浜手緑地委員会

2 開催日時 平成24年5月30日(水曜日) 10時40分~11時20分

3 開催場所 姫路市防災センター3階 第1会議室

4 出席者又は欠席者名

(出席者) 家永善文、浦上文男、通山由美、西村正喜、三渡眞介

(欠席者) 岩成孝、中澤卓生、村瀬智子、山本一郎

(事務局) 環境政策室 寺西一、伊折和成、赤羽孝彦、三浦弥生

みどり整備室 新井啓二、木村直行、前田盛雄、岸本將弘、藤本久磨、水野智文、

井上英史

5 **傍聴の可否及び傍聴人数** 傍聴可、傍聴人なし

6 議題又は案件及び結論等

議題

- 1 諮問第1号 公害防止事業 (第5期) に係る管理費の事業者負担について
- 2 諮問第2号 公害防止事業 (第6期) に係る管理費の事業者負担について

7 会議の全部内容又は進行記録

詳細については別紙参照

1. 議題

- (1) 諮問第1号・第2号の内容についての詳細説明
- ア 費用負担計画に記載する内容に関する本市の考え方について(環境政策室)
- (7)項目1「公害防止事業の種類」について、従前どおり緩衝緑地の管理事業としたい。
- (イ)項目2「事業者を定める基準」について、従前どおり区域、業種、公害の原因となる事業活動状況の3点から負担事業者の範囲を定めたい。
 - ① 区域の設定

事業活動によって生ずる公害が、公害防止事業によって阻止ないし緩和される地域に位置する 事業者を対象とし、第5期及び第6期の事業区域は今年度までと同じ範囲を設定する。

② 業種の設定

大気汚染、粉じん、騒音などの公害を発生する事業活動を行う事業者を対象とする。

③公害の原因となる事業活動状況等の設定

公害の原因となる施設の種類及び規模並びに事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質により、該当する工場または事業場を特定する。

(ウ)項目3「公害防止事業費(管理費)の額」について

第5期事業区域:最終年度となる平成25年度の維持管理費は750万6千円(見込み)、そのうち 公園施設の修繕費など公害防止と直接関係のない費用を除いた事業者負担対象費用は619万1千円 (見込み)。第5期区域の面積は全体で5.97ha、そのうち4.94haは20年間の企業負担の期間が終了しているため、残り1.03ha分の負担金を面積按分により算出すると、107万円となる。

第6期事業区域:事業者負担対象の管理費は2,088万8千円(見込み)。

(エ)項目4「負担総額及びその算定基礎」について

従来どおり事業者と市民が共同の立場で負担することが妥当であると考え、事業者の負担を公害防止事業費(管理費)の2分の1とし、その場合、第5期事業区域の負担総額は53万5千円、第6期事業区域は1,044万4千円。なお、法第5条において、事業者負担金額は原因となると認められる程度に応じて配分した額とするよう定めがあるため、実際には事業所ごとの事業活動状況等を毎年度調査し、前年度の状況に応じて負担割合を算定し負担額を決定する。

(オ) 項目5「公害防止事業の実施に必要な事項」について

毎年度の活動状況に応じて負担割合を算定する旨について、必要な事項として記載しておくべきだと考えている。年度途中に操業が開始された場合についても当該年度の活動に応じて翌年度から負担することとしたい。

- イ 公害防止事業費の算出根拠と、管理内容について(みどり整備室)
- (7) 平成25年度歳出予算算出基礎説明

第5期の維持管理費の総額は750万6千円。内訳は、需用費(農薬・肥料、管理用の機械部品購入費として消耗品費30万円、作業用車両のガソリン代として燃料費16万1千円、電気及び水道料金として光熱水費140万円、各種公園施設の修繕費として16万7千円)202万8千円、緑地管理の委託料433万円、下水道使用料14万8千円、遊具等各種施設修理としての工事請負費が100万円。このうち、需用費の修繕費及び工事請負費、下水道使用料は、純然たる都市公園としての維持管理に要する費用であるため、事業者負担の対象外。残りの619万1千円を市と事業者で折半した、309万5千5百円が事業者負担総額となる。第5期事業は、6回にわたり供用開始をしており、維持管理費の負担期間は20年としているため、平成24年度末には第1~第5工区の負担期間が終了する。したがって、実際の事業者負担総額は負担が残っている第6工区の面積1.03ha分を全体の面積5.97haで按分して算出した53万5千円。

(4) 平成25~27年度歳出予算算出基礎説明

第6期の管理費は2,279万3千円で、純然たる都市公園機能の維持管理費は除くという5期同様の考え方から、事業者負担対象経費は2,088万8千円。平成32年までの償還期間が残っており、当該年度における面積按分はないので、2,088万8千円の1/2である1,044万4千円が事業者負担総額となる。

事業者負担対象経費の中で一番大きな割合を占めるものは緑地管理の委託料で、作業の内容は、清掃、除草等。

(ウ) 負担対象事業者と各事業者の公害要因に関する事業活動状況

決算額をもとに計算した事業者負担総額に各企業の負担割合を乗じたものが、各事業所の管理費の 負担金額となる。全ての公害要因が基準値に満たない事業所の場合、負担割合が0%となり企業負担 はなし。この公害要因に関する事業活動調査は、毎年実施しており、公害要因の排出量によって事業 所の負担割合は変動する。なお、毎年4月上旬に緑地管理協議会を開催し、負担経費の予算、決算の 説明を行っている。

(エ) 全国にある緩衝緑地の維持管理費の事業者負担割合

半数弱の自治体で企業に管理費の負担を求めており、その多くが負担割合 1/2 で負担期間が 20 年となっている。

(2) 質疑応答

委員:企業の負担割合を1/2に決めた経緯は?

事務局:他都市を参考にして、1/2と決定している。

委員:神戸市と尼崎市の状況は?

事務局: 姫路と同種の緩衝緑地帯は、県内赤穂市だけである。

委員:事業者の負担割合の調査方法は?

事務局:夏頃、対象区域内の事業者に調査票を送付して、各事業者からの申告により、排出量を取り まとめて管理している。

委員:歳出予算の工事請負費100万円が企業負担にならない理由は?

事務局:工事請負費は、遊具等の修繕費で、都市公園としてのものであり、公害防止の緑地管理と関

係ないため。

委員:管理費の予算額と答申額(限度額)の差が大きいのは何故か?

事務局:直前の年度を元に向こう3年間の企業負担額を定めており、年度が後ろになるほど差が大きくなる。予算額は財政課が査定している。

委員:環境審議会の開催を3年と決めている理由は?

事務局:期間が長いと答申額と予算額の差が大きくなるため、3年ごとに見直している。

委員:途中から負担を求めた企業はあるのか?

事務局:第6期で、平成22年度から操業開始したパナソニック液晶ディスプレイ㈱、㈱DNPプレシ ジョンデバイス姫路に平成23年度から負担していただいている。

委員:公害要因の割合はどのようにして決めているのか?全国的なものなのか?

事務局: 当初の審議会で公害の影響を考慮して決めたものをそのまま継続している。

委員:事業者が環境対策を行い、公害要因の排出量が下がれば、負担額はどうなるのか?

事務局: (環境対策を実施していない) 他社の負担が増える。

委 員:企業で自家発電をしているところはあるのか?

事務局:企業は非常用発電を持っている。一部、常用発電で売電している企業(新日鉄、大阪ガス等) がある。

委員:公害防止要因一覧表で(公害要因の配分の)騒音の単位がkWなのは何故か?騒音の数量で 0があるのは、製造していないためか?

事務局: その騒音の単位は、施設の定格出力の合計を表しているもので、音の大きさを表す dB ではない。騒音の数量に 0 があるのは、出力の合計が 1,000kW以下は 0 と記載しているためであり、全く製造していないわけではない。

委 員:2回目と3回目の小委員会の内容は?

事務局: 2回目は現地見学と審議、3回目は審議会へ小委員会の内容を報告予定。

委員:今回の諮問では新たな条件がないので、前回と同じような答申になるがいいのか?

事務局:負担金の上限を審査していただくことになる。

2. 事務連絡

次回の小委員会は、7月下旬頃に開催予定。